

第2章 女子再就職援助業務の現状

本研究では、雇用促進センターの女子再就職援助業務担当者に面接し、ナイスワークセミナーの内容や実施方法について聞き取り、それを整理することによって、実施上の問題点を多面的に捉えることとしている。

その質問の詳細は巻末資料に記したとおりである。

面接は、本委員会の構成メンバーで女子再就職援助業務に従事している委員が全国47センターのうち17センターを分担して訪問した。面接聞き取り調査の状況はテープに収録し、後日そのテープを発言の主旨を損なわないよう復元することによって分析の基礎資料としている。

なお、巻末に掲載した資料は訪問した17センターのうち10センター分のナイスワークセミナーの実施状況を説明した資料である。

なお、その掲載は、現状把握を適切に行うため担当者の話しをできるだけ忠実に復元するよう努めている。したがって、女子再就職援助業務の実施要領、通達等の主旨と相違している部分もあるが、それも資料としての意味はあると考え、そのままを掲載するようにした。

また、本章における引用は主として巻末掲載資料より引用しているが、一部未掲載分の中より引用している部分のあることをお断りしておきたい。

第1節 ナイスワークセミナー実施上の関係機関との状況

ナイスワークセミナーの実施に当たっては、職業能力開発促進センター、職業安定機関、都道府県婦人少年室、働く婦人の家等の関係機関により構成される女子再就職準備サービス事業連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、それらの関係機関と連携してナイスワークセミナーを実施することとされている。そのため、雇用促進センターでは関係機関との連携がそれぞれに取り組みされている。関係機関との連携には、講師の依頼や募集の協力という連携と講師依頼を含めて講師謝金・会場借料の経費を分担しあうという共催の二つの状況がみられる。

関係機関の中で、前述の他に、21世紀職業財団と就業援助センター（以下「女性職業センター」という。）とは、連絡協議会等において日程等も含めて事前調整を行うなどにより、雇用促進センターと連携してナイスワークセミナーを実施している状況にある。調査を実施した雇用促進センター17施設のうち、21世紀職業財団及び女性職業センターとは、1/3程度の施設で共催しており、特定の回数（2、3回程度）のみ共催している施設もみられる。また、21世紀職業財団や女性職業センターとではなく、開催地の市町村との共催も一部にみられる状況になっている。

共催の場合、会場借料や講師謝金等の経費は、どちらがどの程度負担するかは雇用促進センターによって様々な状況である。ナイスワークセミナーの共催の他には、ナイスワークセミナーと技術講習セミナーとを合同しての開催が見受けられた。

次に、連携の状況についてであるが、調査施設の大部分の雇用促進センターで講師派遣や募集等何ら

かの形で連携し実施している状況にある。

以上のように、大部分の雇用促進センターでは共催や連携によりナイスワークセミナーを実施しているので、現状のままで問題はないという状況である。しかし、一部の雇用促進センターでは、関係機関のうち21世紀職業財団あるいは女性職業センターが連絡協議会のメンバーになっていないため、実施日程等の事前調整が行われておらず、講師の依頼や、受講者の募集について競合しているケースがみられる。

今後、どのような面での連携が必要であるかに対しては、今のままの連携あるいは共催を続けていけばよいとする意見が多くみられたが、中には講師の確保のために関係機関を含め他団体との連携を進めるべきとする意見や21世紀職業財団との連携の必要性を報告しているものが見受けられた。さらに、受講者の便宜を考え、県、市町村主催の女性のためのセミナーには託児室が設けられていることが多いが、このような他団体等との連携により託児室の確保を図るべきだという要望もあった。

その他の関係機関（職業安定所、都道府県婦人少年室等）との連携については、職業安定所とは、募集および管内の求人情報の提供や求職票の書き方等についての講師の依頼や、企業見学のための情報提供についての協力も得ている状況である。また、婦人少年室とは、テーマにより講師としての協力依頼や連絡協議会の委員としての協力を得ている。その他開催市町村とも募集、会場等連携を図っている雇用促進センターもある。

第2節 ナイスワークセミナー受講者の募集について

ナイスワークセミナー受講者の募集における各雇用促進センターの取り組み状況をみると、受講者を確保するためにパートタイム労働者等職業訓練（以下「パート訓練」という。）とのセットにより募集を行うなど、募集の方法、広報等において各雇用促進センターはさまざまに工夫して取り組んでいる。このような状況の中で、そのような募集を行わなければならない理由や募集についての問題点などの意見が出されている。

(1)募集の方法

ナイスワークセミナー受講者の募集の方法は、今回聞き取り調査を行った雇用促進センターのほとんどが、パート訓練とのセットにより募集を行っている状況であった。ナイスワークセミナー単独で募集を行っているところも一部にあったが、これは職業安定所との協議がなされていなかったり、あるいは協議の中でパート訓練とナイスワークセミナーを完全に分離して実施しているという理由からであった。

前節で述べたように、関係機関と共催で実施しているところにおいては、例えば共催して行うナイスワークセミナーの何回かは、協力して受講者の募集を行っていることが報告されている。

また、連携や協力関係によるナイスワークセミナーの実施として、市町村に新しい部課が出来たことによる行政サービスの一環として、ナイスワークセミナーを取り入れているところがあったり、県のサービス機関が県民サービスの一つの方策として就職についての指導・相談の中で、ナイスワークセミナーをも含んだ形のサービスを実施していることが報告されている。このような連携、協力関係による受講者の募集は参考となる事例であろう。

(2)受講者募集の広報

実際の募集活動における広報媒体としては、ほとんどの雇用促進センターが新聞、市町村広報誌、リビング情報誌等に掲載依頼しており、中にはテレビ、ラジオ、求人情報誌等を活用しているところもあった。前述のように、ほとんどの雇用促進センターにおいて、パート訓練とセットで募集を行っていることから、パート訓練受講に必要な職業安定所の受講推薦との絡みで職業安定所において求職者に対する説明会を実施しているところも見受けられた。

(3)パート訓練とセットで募集を行う理由

このような募集を行うのは、各雇用促進センターとも共通して言えることは「ナイスワークセミナー」という事業が多くの人に知られておらず、ナイスワークセミナーだけの募集は効果的でないということを経験している。これは、ナイスワークセミナーの知名度が低く、ナイスワークセミナーの内容が受講者にとって、具体的なイメージを持ってもらいにくいことから、そのためにパート訓練というワープロ等の技能訓練を付加した方がわかりやすいということによるものである。

(4)募集における他団体等との競合関係

募集における他団体等との競合関係については、基本的に競合していないと考えるところ、あるいは競合しているのでお互いに実施時期、実施地域を調整しているところ、また、競合しているのは知っているものの割り切って実施しているところなど様々である。

全般的な意見としては、競合する事業実施団体がある中で、なるべく競合を避けるべく努力をしている状況が窺われる。

(5)募集についての問題点

募集についての問題点は、概ね二つに分けられる。

一つは、対象が主に家庭の主婦ということから、雇用促進センターや職業能力開発促進センターで実施される能力開発セミナーのような募集方法がとれず、新聞、市町村広報誌、リビング情報誌等に頼らざるを得ないが、広報予算の状況や広報媒体である各新聞、各情報誌の紙面の都合上、必ず掲載してくれると限らないことがあり、また職業安定所等との連携状況も地域により違いがあることなど、ナイスワークセミナー受講者の確保について効果的な募集方法を確立することが難しいことである。

二つは、地域事情による労働市場と再就職希望者のニーズの関係により、募集を行っても受講者の確保が難しいことである。

前者に関連して、パンフレット、ポスター類の改善と共に有料の広報を行うために広報予算の増額を要望する意見がみられた。

また、後者に関連しては、雇用情報に関する研修や受講者の確保についての情報交換・担当者会議の実施を要望する意見もみられた。

第3節 ナイスワークセミナーのカリキュラム

ナイスワークセミナーのカリキュラムは、標準カリキュラムが示されているが、地域の状況や受講者ニーズを考えたカリキュラムを工夫することとされている。調査を行った雇用促進センターの多くが標準カリキュラムによりナイスワークセミナーが実施されている状況であるものの、なかには独自のカリキュラムを取り入れて受講者から好評を得ている施設もみられる。

(1)カリキュラムの内容、期間

カリキュラムは、「ナイスワークシートの記入」、「自己診断ガイドの記入」、「社会保険の講話」、「婦人少年室による働く女性のための法律知識及び相談」、「職業安定所による職業安定所、パートバンクの利用の仕方」、「受講生によるフリーターキング」、「再就職経験者の体験談」、「仕事を探すための準備について」、「パソコン・ワープロ講習」、「女性の働いている職場の見学」、「職場の人間関係」等、標準カリキュラムの内容により実施している施設が多い。

期間については、3日～7日位の日程で実施されている施設が大半をしめている。

(2)独自のカリキュラム

カリキュラムの中で特徴的なケースとして、「POP広告」、「ラッピング」、「料理教室（スピードクッキング）」、「メーキャップ、みだしなみについての全般的な心得、実技等」、「接遇に関する実技としてお茶の出し方、電話の応対」、「発声トレーニング」、「職場の基本用語」、「電話による就職面接・アポイントのとり方」、「働く女性の健康管理」、「介護関係の講習」などがある。

使用する教材は講師に一任しているか、講師と相談して独自に作成している状況である。

(3)講師の選定

講師の選定については、カリキュラムにもよるが、現状では多くは職業安定所、婦人少年室等に依頼している。他に、社会保険関係の講師、接遇関係の講師等は、企業に委託している。また、保健所、ホテルの支配人、税理士、銀行の研修部長等に依頼しているケースや新聞等の記事の中から適当な講師をピックアップして依頼しているケースもある。

(4)ナイスワークシート、自己診断ガイドの活用

調査施設では、ナイスワークシート、自己診断ガイドが幅広く活用されている状況である。

ナイスワークシートは、受講者が再就職に向けて自分の課題を確認し、ナイスワークセミナーで得られる情報を自分の課題と結びつけて、自主的・積極的な参加姿勢の確立と求職活動への展開に活用できるものである。このようなことから、ナイスワークシートは、ほとんどの施設で活用されている。しかし、ナイスワークシートの作成のみをしている施設、作成の前と後に話し合いをセットしている施設、個人相談を実施している施設等様々である。

自己診断ガイドについては、内容の概要説明に留めている施設、内容を詳しく説明し教材として使用

している施設、ナイスワークセミナー終了後、自宅にて再記入するように指導している施設などがあるが、受講者が就職の時のマニュアルとして活用するよう指導している状況にある。

(5)カリキュラムの改善点

カリキュラムの改善すべき点についての意見を摘記すれば、次のとおりである。

- 1) ビデオの活用
- 2) 仕事に必要な資格習得等のアドバイス
- 3) テーマごとの選択受講の実施
- 4) 民間企業にいる講師の活用
- 5) 国際交流講話

第4節 ナイスワークセミナーとパート訓練の関係について

(1)パート訓練との関係

調査に回答のあったほとんどの施設では、パート訓練とセットで実施しており、その場合の一般的な日程として、ナイスワークセミナーを前に、その後にパート訓練をもってくるようにしている。パート訓練とセットで実施する理由は、ナイスワークセミナーの受講者の募集がしやすく、かつ連携して実施することにより訓練効果をあげ、就職に結びつけることができることである。施設のなかには、完全にパート訓練とセットにしているところも見受けられた。しかし、その一方で、パート訓練の案内はしているものの、奇数月にナイスワークセミナー、偶数月にパート訓練を実施するというものや、特に結びつけていないという施設も見られた。

(2)パート訓練とセットの場合、支障となる点

パート訓練をセットで実施するに当たって、現状で支障となる点として、次のような回答があった。

「一般求職者の受講希望が多くナイスワークセミナーに職業安定所が推薦しない場合がある」

「日数が長くなる」

「応募者が多く受け入れられない場合がある」

「会場の使用調整が必要となる」

以上の回答からは、パート訓練の受講希望者が多いことが起因していることが推察される。

また、ここでの質問はパート訓練とセットの場合支障となる点を尋ねたものであったが、質問の意図と違って、パート訓練をセットで実施するのは好評であったとする回答が多くみられた。中には「パート訓練のうちワープロ講習だけを受講したいという希望があったが、ナイスワークセミナーも併せて受講して良かった」という回答に見られるように、パート訓練とセットで実施することが効果的であり、ナイスワークセミナーの主旨が受講者に理解されている状況も窺われる。

(3)パート訓練の内容

パート訓練の内容は、「ワープロ基本」、「ワープロ応用」、「パソコン講習」、「医療事務」、「ホームケア」、

「介護サービス」、「ベッドメイキング（ルーム・メイキング）」、「販売サービス」、「販売実務」、「販売技術」、「POP広告」、「税務関係」、「調理サービス」、「OAサービス」、「一般事務」、「簿記」、「OA事務」、「経理実務」などであった。

(4)その他の能力開発コースを受講したケース・内容

その他の能力開発コースを受講したケース・内容としては、雇用促進センターや職業能力開発促進センターで実施されている能力開発セミナー（パソコン・ワープロ、MS-DOS、CAD、広告デザインコースなど）の受講、女性職業センターへの入所、公共職業能力開発施設への入校、職業能力開発促進センターの普通職業訓練の短期課程（OA事務科、OAビジネス科、オフィスサービス科）への入所などがあつた。

第5節 フォローアップ

ナイスワークセミナー修了者に対するフォローアップとしては、回答のあつた施設のほとんどが、修了時にハガキあるいは施設独自で作成した“就職等連絡票”を渡し、3～6カ月後に就職状況を記入し返送を依頼している。ハガキでの連絡がない場合は、電話をかけて就職状況を聞いている。

また、修了者に対しては、

- 未就職者に対して、求人情報の送付（1～2回）。
- 3ヶ月後にパート訓練などの各種案内の送付。
- 1年間の修了者をまとめて講演会の開催、パネルディスカッションの実施、さらに職業安定所の協力で事業主等による求人選考会の実施。

といったフォローアップを実施している施設もみられた。

また、フォローアップが十分なされないケースとして、電話を架けても不在、転居、勤めても数カ月で辞めている、ということがあり、このような場合は、ハガキによる回数を増やす、夜間に電話で連絡するなどを行うべきだという意見があつた。

この他に、

- 同窓会を開催し、情報交換の場とする。
 - 時間をかけても、一人一人追跡調査をする必要がある。
- という意見もあつた。